

熊野市分別収集計画

第5期

(平成20～24年度分)

目 次

1. 基本策定の意義	(2)
2. 基本的方向	(2)
3. 計画期間	(2)
4. 対象品目	(3)
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出の見込み (法第8条第2項第1号)	(3)
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	(3)
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	(4)
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	(5)
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	(6)
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	(6)
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	(7)
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第6号)	(8)

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、社会を構成するすべての市民が、社会活動と環境との関係を理解し、その連携の下に総合的な取組みを進めていくことが不可欠である。

そのために大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していくため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場を理解しつつ、めざす循環型社会づくりの役割を明確にし、履行することが大切になっている。

本市においても、ごみ問題を深刻かつ重大な社会問題であると認識し排出されるものを収集し、処分する後始末行政から脱却し、ごみの排出抑制と、リサイクルの推進を図っているところである。

本計画は、このような状況のなか「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条に基づいて容器包装廃棄物の分別収集を徹底し、最終処分量の削減と資源の大切さを認識するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

今後は、本計画の円滑な推進により一般廃棄物の減量や、再資源の十分な活用などを図り、更なる循環型社会の構築を目指すものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- ② 廃棄物の適正処理推進による、地球環境の保全
- ③ 市民・事業者・行政の役割の明確化、三者が一体となった排出抑制・リサイクルの推進
- ④ 経済的・効率的なごみ処理体制の確立

3. 計画期間

本市の分別収集期間は、平成20年4月から5年間とし、この計画は、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法8条第2項第1号）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	1,852.3t	1,815.2t	1,777.7t	1,739.6t	1,701.2t

6. 容器包装廃棄物の抑制のための方策に関する事項（法8条第2項第2号）

- ① 廃棄物減量等推進審議会・廃棄物減量等推進員による活動
廃棄物減量等推進審議会で、廃棄物の排出抑制、資源化等の減量化について協議し、廃棄物減量等推進員による情報収集や問題提起及び住民への協力要請やPR活動を展開する。
- ② 環境教育・啓発活動の充実
 - ◇ 学校や地域団体を対象に、ごみ処理施設見学会や学習会を実施し、ごみの排出状況・処理状況の理解を深める。
 - ◇ 全市民に対して、ごみ収集カレンダー・資源ごみ分別チラシを配布するとともに、地区単位でのごみ分別説明会の開催などにより、分別ルールの徹底を図る。
- ③ 事業者によるごみ減量化への協力依頼
スーパーマーケット等の小売店に対し、簡易包装の推進やリターナブルビン、トレイ、ペットボトル等の回収の協力をお願いする。
- ④ レジ袋削減・マイバッグ運動の推進
買い物の際には「マイバッグ」の利用を持参し「レジ袋」をもらわないよう、住民へ周知徹底を行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶類（スチール缶）
主としてアルミ製の容器	缶類（アルミ缶）
主としてガラス製の容器包装 （無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器）	ビン類
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの （アルミニウムが利用されていないもの）	紙類（牛乳パック）
主として段ボール製の容器	紙類（段ボール）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙類（その他の紙製容器包装）
主としてポリエチレンテレフタレート製(PET)の容器であって飲料またはしょう油を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてポリスチレン製(PS)の容器	トレイ類

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
紙類	段ボール	234.5t	229.8t	225.0t	220.2t	215.4t		
	紙パック	4.8t	4.7t	4.6t	4.5t	4.4t		
	その他	(合計)	53.0t	51.9t	50.9t	49.8t	48.7t	
		(引渡数量) (独自処理数量)	0t 53.0t	0t 51.9t	0t 50.9t	0t 49.8t	0t 48.7t	
小計		292.3t	286.4t	280.5t	274.5t	268.5t		
缶類	アルミ	42.2t	41.4t	40.5t	39.6t	38.8t		
	スチール	58.6t	57.4t	56.2t	55.0t	53.8t		
小計		100.8t	98.8t	96.7t	94.6t	92.6t		
ビン類	無色	(合計)	75.4t	73.9t	72.4t	70.8t	69.3t	
		(引渡数量) (独自処理数量)	0t 75.4t	0t 73.9t	0t 72.4t	0t 70.8t	0t 69.3t	
	茶色	(合計)	118.4t	116.0t	113.6t	111.2t	108.7t	
		(引渡数量) (独自処理数量)	0t 118.4t	0t 116.0t	0t 113.6t	0t 111.2t	0t 108.7t	
	その他の色	(合計)	16.2t	15.9t	15.6t	15.3t	14.9t	
		(引渡数量) (独自処理数量)	0t 16.2t	0t 15.9t	0t 15.6t	0t 15.3t	0t 14.9t	
	小計		(合計)	210.0t	205.8t	201.6t	197.3t	192.9t
			(引渡数量) (独自処理数量)	0t 210.0t	0t 205.8t	0t 201.6t	0t 197.3t	0t 192.9t
プラスチック	ペットボトル	(合計)	43.1t	42.3t	41.4t	40.5t	39.6t	
		(引渡数量) (独自処理数量)	0t 43.1t	0t 42.3t	0t 41.4t	0t 40.5t	0t 39.6t	
	その他プラスチック	(合計)	5.9t	5.7t	5.6t	5.5t	5.4t	
		(引渡数量) (独自処理数量)	0t 5.9t	0t 5.7t	0t 5.6t	0t 5.5t	0t 5.4t	
	うち白色トレイ	(合計)	5.9t	5.7t	5.6t	5.5t	5.4t	
		(引渡数量) (独自処理数量)	0t 5.9t	0t 5.7t	0t 5.6t	0t 5.5t	0t 5.4t	
	小計		49.0t	48.0t	47.0t	46.0t	45.0t	
	合計		652.1t	639.0t	625.8t	612.4t	599.0t	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み。

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

年 度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
予測人口	20,765 人 (対前年度比) 98.07%	20,349 人 (対前年度比) 98.00%	19,928 人 (対前年度比) 97.93%	19,501 人 (対前年度比) 97.86%	19,071 人 (対前年度比) 97.79%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市の収集体制については、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬			選別	保管
		海岸部 市街地	山間部	紀和町		
段ボール	紙類	市 (環境対策課)	委託	市 (地域振興課)	市 委託	市
紙パック						
その他の紙製 容器包装						
アルミ缶	缶類	〃	〃	〃	〃	〃
スチール缶						
ビン	ビン類	〃	〃	〃	〃	〃
ペットボトル	ペットボトル	〃	〃	〃	〃	〃
トレイ	トレイ類	〃	〃	〃	〃	〃

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

① 分別収集の用に供する施設内容

種類	収集に係る 分別の区分	収集場所	収集車	中間処理
段ボール	紙類	ごみステーション	2t 平ボディ車 ・ダンプ車	ストックヤード (選別・保管)
紙パック				
その他の紙製 容器包装				
アルミ缶	缶類	〃	〃	〃
スチール缶				
ビン	ビン類	〃	〃	〃
ペットボトル	ペットボトル	〃	〃	〃
トレイ	トレイ類	〃	〃	〃

② 処理方法

紙類	新聞、段ボール、雑誌・チラシ・その他紙製容器包装、牛乳パックに 区分けされたものを各ステーションから収集し、手作業による混入 物の確認作業を行って、委託業者に引渡す。
缶類	缶類（アルミ・スチールの区分なし）として出されたものを各ステ ーションから収集し、磁選機で選別後、手作業による磁石棒で再確 認を行ってコンテナ収納後委託業者に運搬し、プレス機によりプレ スを行い引渡す。
ビン類	ビン類（色区分なし）として出されたものを各ステーションから収 集し、手作業により口金等の除去後リターナブル、ワンウェイビン （無色・茶色・その他）に選別、リターナブルビンはケースに入れ委 託業者に運搬、ワンウェイビンについては、破碎機により破碎しコ ンテナに収納後委託業者による引取り。
ペットボトル	各ステーションから収集し、手作業により口金等の除去後有色・無 色に選別し専用の袋に収納して委託業者に引渡す。
トレイ類	各ステーションから収集し、手作業による混入物の確認作業を行っ て、専用の袋に収納し委託業者に引渡す。

③ 収集運搬車輛及び保管施設の概要

(有馬不燃物処分場)

区分	施設名	処理能力	備考
車両	ダンプ	2t(3台)	
	トラック	2t(1台)	
	ユニック車	2t(1台)	
	フォークリフト	(2台)	
ストックヤード	資源倉庫①	30 m ²	
	資源倉庫②	60 m ²	
	資源倉庫③	118 m ²	
	資源倉庫④	414 m ²	
	作業場	108 m ²	
	分別作業用施設	497 m ²	
設備	空缶磁選機	3t/h	
	ビン破砕機	1.5t/h	

(紀和リサイクルセンター)

区分	施設名	処理能力	備考
車両	ダンプ	2 t (1台)	
ストックヤード	作業場兼資源倉庫	270 m ²	
設備	空缶磁選機	—	

④ 施設整備の計画

当面は、紙類(新聞、段ボール、牛乳パック、雑誌チラシ・その他紙類)、缶類(アルミ、スチール)、ビン類、ペットボトル、トレイ類、布類を、委託業者を通じて資源化する。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)

- ◇ 市民や事業者の意見を反映させるため、廃棄物減量等推進審議会を開催し分別収集計画の推進を審議するとともに、各地区に廃棄物減量等推進委員を配置し地域でのごみの減量やリサイクル活動を推進していく。
- ◇ 事業活動に伴う容器包装の自主的な回収と資源化の指導を行う。
- ◇ 経済的・効率的な資源ごみ回収体制の確立を図る。
- ◇ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。